



## 放課後等デイサービス等について



### 療育って何ですか？

「落ち着きがなく動き回る」「かんしゃくがひどく、ものにあたる」など、お子様の状態によっては、どのように我が子に関わったらよいか分からず、不安を感じる保護者もおられるかもしれません。療育とは、発達に特性等があるお子様に対して、本人に合った子育ての方法を保護者と一緒に考えるとともに、お子様の「社会の中で、自分らしく生きていく力」を高める支援を行う場のことをいいます。例えば、言葉を使ったコミュニケーションが難しいお子様には、発音の仕方を教えたり、言葉以外の伝達方法を一緒に考えたりします。お子様の力が高まり、療育の必要性が少なくなると、療育に行く回数を減らしたり、療育を終了したりします。



### 放課後等デイサービスって何ですか？

療育が必要なお子様が利用できるサービスのことです。療育に通うためには、保護者は、市役所に放課後等デイサービスの利用を申請する必要があります。併せて、例えば「言葉やコミュニケーションに焦点を当てた支援をしてほしい」「身体の使い方に焦点を当てた支援をしてほしい」など、お子様のニーズに応じた事業所を選択します。各事業所では、「個別の支援計画」が作成され、それに基づいて支援が行われます。



### 放課後等デイサービスを受けるまでの流れについて教えてください。

① 保護者は、サービス利用申請書を市に提出します。

② 保護者は、相談支援事業所を選択して契約します。

③ 相談支援事業所は、学校でのお子様の状況を確認します。(聞き取り等)  
保護者は、放課後等デイサービス事業所の見学・選択を行います。

裏面へ

- ① 障害者手帳(身体・療育・精神)【添付不要】
- ② ①以外の場合には、医師の診断書、意見書【添付要(写し可)】

#### 【始良市の相談支援事業所】

- ・ 生活支援センターさちかぜ
- ・ 障害児相談支援事業所 虹の家
- ・ ウイングプランセンター
- ・ Becoming(ビカミング)相談支援
- ・ ネクサスプランセンター
- ・ 相談支援事業所 Prism
- ・ 相談支援事業所 セカンドプレイス
- ・ 相談支援事業所 はなまる

④ 相談支援事業所が利用計画案を作成し、市へ提出します。

⑤ ④の計画案により、市はサービス等の支給決定を行い、受給者証を発行します。

⑥ 決定されたサービス内容を基に、相談支援事業所を中心に関係者による担当者会議が開催されます。そこで、サービス等利用計画書が作成され、市に提出されます。  
保護者は、放課後等デイサービス事業所と契約します。

⑦ 療育が利用開始になります。



🗨️ モニタリングって何ですか？

モニタリングとは、お子様の支援に関係する方が集まり、お子様の現状や支援の状況について確認し、今後の支援について話し合う場です。保護者、相談支援事業所、放課後等デイサービス事業所、学校等、市の関係課職員等が集まり、3～6か月に1回程度設定されます。モニタリングの結果を踏まえて、「今後お子様が更に成長するには、療育をどれくらい利用したらよいか」等について検討します。



🗨️ 放課後等デイサービスを受けられる期間は？

期間は1年間です。引続き支援の必要性がある場合には、モニタリングや診断書などにより判断します。モニタリングを行わないまま、引き続き支援を受けることはできません。



🗨️ 保育所等訪問支援って何ですか？

保護者からの依頼により、療育のスタッフが学校などお子様が日中過ごされる施設を訪問し、集団生活への適応のために専門的な支援を行うものです。この支援を通して、学校がより一層、お子様にとって安心・安全に過ごせる環境になり、教育の効果を最大限に引き出すことにつながります。

※ ご不明な点は、長寿障害福祉課（Tel66-3251）にお問い合わせください。